

1. 支え合いサービス事業とは

2015（平成27）年4月の介護保険法改正により市町村は、高齢者の介護予防と生活支援の施策を総合的かつ一体的に行う介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することになりました。

この改正により、全国一律の基準で実施されていた要支援認定者のホームヘルプサービスやデイサービスは総合事業に移行し、市町村の実情に応じた多様なサービスを展開していくこととされました。

本市では、この総合事業の多様なサービスの一つとして支え合いサービス事業を、2015（平成27）年10月から体制の整った地区から実施しています。

支え合いサービス事業は、地区（地域コミュニティの範囲）を実施単位とし、介護事業者やその他の団体が受託者となり地域住民と協力して実施、又は住民組織等が受託者となって実施することを想定しています。

項目	支え合い生活支援サービス	支え合い通所介護
サービス内容	○自宅を訪問して行うサービス 買物、掃除、洗濯、定期的な安否確認、配食その他	○通いの拠点で行うサービス 短時間の体操、食事の提供、送迎（必要な方）、その他
利用料	月6回以上利用 月額1,500円 月5回以下利用 月額1,000円 ※配食・安否確認の利用は無料 ※配食に係る食材料費・調理代は別途（350円又は450円）	利用1回 300円 ※昼食代（食材料費・調理代等）は別途（700円以内）

※実際の利用対象者、利用できるサービス内容及び利用可能回数は、ケアプランにおいて必要とされたものになります。

2. 支え合いサービス事業実施状況

(1) 支え合い生活支援サービス事業（訪問系） (2020. 2. 1 現在)

受託団体	実施地区
特定非営利活動法人 銀ちゃんの家	豊岡(市街地)地区
社会福祉法人あそう 特別養護老人ホームここのか	八条地区
株式会社ベンリー	五荘地区
	国府地区
	日高地区
社会福法人兵庫県社会福事業団 養護老人ことぶき苑	三方地区
布亀株式会社	弘道地区
特定非営利活動法人 権利擁護あさひ	福住地区

(2) 支え合い通所介護事業 (通所型)

(2020. 2. 1 現在)

受 託 団 体	実 施 地 区
特定非営利活動法人 銀ちゃんの家	豊岡(市街地)地区
社会福祉法人あそう 特別養護老人ホームここのか	八条地区
	国府地区
社会福祉法人あそう 特別養護老人ホームはまなす苑	中竹野地区
NPO法人わいわいみ・な・み	竹野南地区
社会福祉法人兵庫県社会福事業団 特別養護老人たじま荘	清滝地区
社会福祉法人 ぶどうの枝福社会 (愛の園)	西気地区
	菅谷地区
	合橋地区
特定非営利活動法人 権利擁護あさひ	弘道地区
社会福祉法人 ひまわり (特別養護老人ホームけやきホール)	資母地区
いこいの杜	高橋地区

●支え合い生活支援サービスの活動一例



㈱ベンリー



特定非営利法人 銀ちゃんの家

●支え合い通所介護の活動一例



NPO法人わいわいみ・な・み



いこいの杜

支え合いサービス事業受託者としての適格性の判断の視点について

支え合いサービス事業は、住民も参加して柔軟に運営できるよう、従来の介護保険給付の指定介護サービスのように運営に当たっての精細かつ厳格な基準は設定しておりません。

ただし、公費により運営する事業であり、一定の水準の下で確実にサービスが提供される必要があることから、概ね次の基準等を満たしてもらうこととしています。

事業受託者としての適格性の適否については、応募のあった団体がこれらの事項を満たすことが可能かどうかを、委員の皆さまのこれまでの知識・経験に基づいてご判断いただき、意見を表明（意見書に記載）していただきたいと思います。

1. 基本原則

地域の支え合い活動と連携するとともに、その推進・支援を行うこと。

2. サービス提供の内容、回数等

項目	支え合い生活支援サービス	支え合い通所介護
サービス内容	買物、掃除、洗濯、定期的な安否確認、配食その他	短時間の体操、食事の提供、送迎（必要な方）、その他
利用対象者	要支援認定者及び基本チェックリスト該当者のうち一人暮らし等で生活支援の必要な方（専門的支援の必要な方を除く）	要支援認定者及び基本チェックリスト該当者 生きがい活動支援通所事業利用者（専門的支援の必要な方を除く）
利用可能回数	週 4 回以内	要支援 1 認定者・基本チェックリスト該当者 週 1 回以内 要支援 2 認定者 週 2 回以内

※実際に利用可能なサービス内容及び回数等は、ケアプランにおいて、必要とされたものであり、全ての人が一律に上記のとおり利用できるものではありません。

3. サービス提供の範囲

地区(地域コミュニティの範囲)の範囲に住所を有する利用対象者には、サービス提供できるようにすること。

4. 人員基準

確実にサービス提供できるだけの人員を確保すること。(資格・経験不問)

5. 設備基準等

適切にサービス提供できる場所や設備を確保すること。(数値上の基準なし)

6. その他の基準等

- (1) 地区住民等が参画する運営推進会議の開催に努めること。
- (2) 急変時の対応、清潔の保持、秘密の保持、事故発生時の対応を適切に行うこと。

